北上川沿岸中田地区土地改良区役員の退任及び就任の公告

宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県登米市に事務所を有する北上川沿岸中田地区土地改良区から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

東北農政局長　佐々木康雄

1　退任

役職	氏名	住所
理事	及川　俊榮	宮城県登米市中田町上沼字弥勒寺宿150番地
〃	三田　静夫	宮城県登米市登米町寺池前舟橋135番地２
〃	千葉　武男	宮城県登米市中田町石森字二木103番地
〃	芳賀　満彦	宮城県登米市中田町宝江黒沼字町34番地
〃	佐々木章文	宮城県登米市中田町上沼字冠木99番地２
〃	飯塚　英耕	宮城県登米市迫町森字赤沼222番地
〃	佐々木忠逸	宮城県登米市中田町石森字川原毛１番地
〃	佐々木　伸	宮城県登米市中田町浅水字駒形223番地
〃	菅原　秀雄	岩手県一関市花泉町永井字薬師沢38番地
〃	小野寺郁雄	宮城県登米市中田町浅水字新田５番地
〃	千葉　仁一	宮城県登米市中田町宝江新井田字柴垣17番地
〃	遠藤　卓郎	宮城県登米市中田町宝江新井田字荒谷76番地
〃	田村太千雄	宮城県登米市迫町森字西表70番地
〃	佐藤　鐵朗	宮城県登米市中田町上沼字舘76番地
〃	小野寺幸治	宮城県登米市中田町石森字町134番地１
〃	後藤　啓二	宮城県登米市中田町上沼字新本宮210番地３
監事	菊地　軍爾	宮城県登米市中田町石森字本町71番地２
〃	三浦家壽治	宮城県登米市中田町上沼字金谷148番地
〃	伊藤　政實	宮城県登米市中田町石森字桑代９番地
〃	佐々木和彦	宮城県登米市中田町浅水字浅部玉山312番地

2　就任

役職	氏名	住所
理事	及川　俊榮	宮城県登米市中田町上沼字弥勒寺宿150番地
〃	三田　静夫	宮城県登米市登米町寺池前舟橋135番地２
〃	千葉　武男	宮城県登米市中田町石森字二木103番地
〃	芳賀　満彦	宮城県登米市中田町宝江黒沼字町34番地
〃	佐々木章文	宮城県登米市中田町上沼字冠木99番地２
〃	飯塚　英耕	宮城県登米市迫町森字赤沼222番地
〃	佐々木忠逸	宮城県登米市中田町石森字川原毛１番地
〃	佐々木　伸	宮城県登米市中田町浅水字駒形223番地
〃	菅原　秀雄	岩手県一関市花泉町永井字薬師沢38番地
〃	小野寺郁雄	宮城県登米市中田町浅水字新田５番地
〃	海野　　徹	宮城県登米市迫町森字赤沼140番地
〃	千葉　政輝	宮城県登米市中田町石森字駒牽427番地
〃	沼倉　卓郎	宮城県登米市中田町宝江新井田字並柳26番地
〃	畠山　正治	宮城県登米市中田町上沼字大柳155番地
監事	菊地　軍爾	宮城県登米市中田町石森字本町71番地２
〃	三浦家壽治	宮城県登米市中田町上沼字金谷148番地
〃	佐々木喜朗	宮城県登米市中田町宝江黒沼字葉ノ木立69番地

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年９月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　セノー株式会社　尾**崎**　徹也　千葉県松戸市松飛台250　国土交通大臣許可（般・特―23）第494号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年７月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年９月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社丸運　市原　豊　神奈川県川崎市川崎区浮島町11―３　国土交通大臣許可（般―22）第23820号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年７月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年９月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　古郡建設株式会社　古郡　栄一　埼玉県深谷市稲荷町２―10―６　国土交通大臣許可（特―22）第3704号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年７月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年９月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　尾瀬林業株式会社　佐藤　俊信　東京都荒川区西日暮里２―25―１　国土交通大臣許可（特―23）第16965号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年８月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 10 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年９月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社　木村　和明　神奈川県横浜市西区みなとみらい４―４―２　国土交通大臣許可（特―24）第6970号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年８月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。